

★ 助成金活用に関する注意点 ★

企業内で働く労働者の人材育成に関し、計画し実施する事業主には、経費・賃金の一部を国が助成す「人材開発支援助成金」が活用できます。

この助成金は、雇用する従業員に対し、職務に関連した専門的知識や技能習得のため、認定職業訓練や各種講習等を受けさせた場合、申請により事業主が負担した賃金の一部や各種講習受講料等の経費が助成されるものです。

【注意事項】

1. 各助成金の申請時には、雇用する労働者を労働基準法に基づき就業させていること等の確認書類が必要となるほか、訓練受講者は、総訓練時間数の一定時間以上を受講しているなどの要件を満たしている必要があります。
2. コースにより支給要件、申請方法、必要書類支給金額等が異なります。また、全ての申請は提出期限厳守であり、期限を超過した場合は助成金不対象となりますので注意が必要です。
3. 訓練開始前の「年間職業能力開発計画」提出日の前日から起算して6ヶ月前の日から、訓練終了後、支給申請書提出日までの間に、事業所で雇用する雇用保険被保険者（全従業員が対象）を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む）をしていないこと。（解雇がある場合は不対象となります）

【支給概要】

- 人材開発支援助成金（技能育成支援コース）
1時間あたり 760円×受講時間
- 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）
1日あたり 3,800円×受講日数